

## 2020（令和2）年度前期における授業等の実施に係る方針 （新型コロナウイルス感染症の拡大抑止のための方策）

令和2年3月26日  
山梨学院短期大学

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「感染症」という。）の拡大抑止のため、学生の健康・安全面を考慮し、「令和2年度における大学等の授業の開始等について」（令和2年3月24日付、文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、2020（令和2）年度前期における山梨学院短期大学（以下、「本学」という。）の授業等の実施については、以下に示す【感染防止の考え方】を踏まえ、下記に掲げる【授業等の実施に係る方針】（以下、「本方針」という。）のとおりとする。

### 【感染防止の考え方】

政府の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」が避けるべきとしている環境で授業等を行わないこと。

- (1) 換気の悪い密閉空間（密閉空間であり換気が悪い環境）では、授業等を行わない。
  - ・ 授業時は教室の出入口ドア及び窓などを常時開放し、換気に努める。学生には、屋内換気対策を講ずることをガイダンスで説明し、屋内全体の静粛への協力を仰ぐ。
- (2) 多くの人が密集する（手の届く距離に多くの人がいる）環境では、授業等を行わない。
  - ・ 1つの授業科目あたりの履修上限学生数は80人を目安とする。（年度初めのガイダンスを含む。）
  - ・ 必修科目等、学年単位で学生が一堂に会する授業科目に関しては、可能な範囲で分割を行う。
  - ・ 選択科目は、1科目あたりの履修上限人数を80人とする。
  - ・ 入学定員150人の保育科においては、「 $\alpha$ 」「 $\beta$ 」「 $\gamma$ 」「 $\delta$ 」のクラス分けを利用し、1学年を2分割以上し80人以内として授業を行うなど、当初予定の授業時間割を可能な範囲で再編成する。この措置により、当初予定と比較した場合、教員毎の担当授業時数が増加するが、危機管理対応としてやむを得ない措置であることを説明のうえ、各教員の協力を求める。
  - ・ 教室における学生の着席位置は、座席一つおきの固定制として定期試験の運用に準じた取扱いとし、感染症への学生の罹患、及び感染症の拡大を抑止する。
  - ・ 補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用して感染症拡大を抑止しようとする場合、短期大学設置基準に定める単位制度の趣旨を踏まえ、授業科目ごとの単位認定に必要な時間を確保する。なお、遠隔授業を実施する場合には、「大学設置基準第25条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件」（平成13年文部科学省告示第51号、及び平成19年文部科学省告示第114号）等に従い行う。
  - ・ 正課外における学生の活動（学生食堂やキャンパス内での飲食時を含む。）に対しては、隣の人との距離を確保するよう指導を徹底する。
- (3) 近距離での会話や発声がある環境では、授業等を行わない。
  - ・ 感染症拡大抑止の個別対策として、学生及び教職員に対して手洗いの励行やマスクの着用など、衛生管理上必要となる措置を求める。
  - ・ 学生に対しては、感染症拡大抑止の個別対策としての手洗いの励行やマスクの着用など、衛生管理上の必要となる措置を説明のうえ協力を仰ぐとともに、感染症拡大の現実を踏まえた適切な行動を通じた学生の「社会人基礎力」向上の一助とする。
  - ・ 授業時等にマスクを着用していない学生がいた場合、ディスカッション形式の授業内容は行わない。
  - ・ 体調が悪い学生には、登校しないよう指導する（本学試験規程第7条に基づく「やむを得ない理由による欠席」として取り扱う）。

### 【授業等の実施に係る方針】

2020（令和2）年度の行事予定については、当初予定の4月3日（金）開催予定の入学式を中止のうえ、4月4日（土）ガイダンス開始、4月7日（火）前期授業開始の日程を改め、ガイダンス開始を4月10日（金）、前期授業開始を4月15日（水）として、概ね1週間繰り下げる。なお、前期のスケジュールは、短期大学設置基準に基づき、例年通り授業15週、定期試験1週の、計16週とする。

- (1) 【感染防止の考え方】を満たす授業等の場合、通常のスケジュールで授業等を実施する。ただし、【感染防止の考え方】には、十分留意する。
- (2) 【感染防止の考え方】を満たすことが困難な授業等の場合、様々な工夫によって【感染防止の考え方】が保たれた環境を確保する。
  - ・ 当初予定の授業時間割にて割り当てられていた教室を、大きな教室に変更する。
  - ・ 当初、1つの授業として予定していた授業を2つに分けて別の授業とし、1つの授業あたりの履修者数を減少させる。
  - ・ 複数の教員が担当する1つの授業を2つのグループに分け、90分の授業の前半と後半でグループを入れ替え、同じ内容の授業を並行して2つの教室で行い、1つの教室あたりの履修者数を減少させる。
  - ・ 1つの授業に対し教室を2つに分け、対面型授業と遠隔授業を併用し、90分の授業の前半と後半で対面型授業と遠隔授業を行うグループを入れ替えた授業を行い、1つの教室あたりの履修者数を減少させる。同期型（同時かつ双方向に行われる）授業として担保する方途として、LMS（Learning Management System）「WebClass」に実装のチャットシステムを活用する。やむを得ず非同期型（オンデマンド型）授業とせざるを得ない場合は、LMS「WebClass」をはじめとするインターネットその他の適切な方法を利用した十分な指導を行い、かつ、学生相互の意見交換の機会を確保しうよう、LMS「WebClass」に授業ごとの「質疑応答集」を掲載するなど、非同期型授業であっても同期型授業と同等の教育の質保証を行い得る方途を講じる。
  - ・ 演習及び実験・実習・実技についても、前述した各事項を踏まえ、実施する学科の実情に応じた様々な工夫によって【感染防止の考え方】が保たれた環境を確保する。
- (3) 事前に実施すべき準備事項として、学長、各科長、教務部長などの授業運営責任者、並びに授業科目の担当教員は、以下の準備を行う。
  - ・ 全ての授業を対象として、【感染防止の考え方】が確保できるか確認する。
  - ・ 各授業回において、小レポートなどの課題（宿題）を作成するなど、教育の質保証に資する工夫を講じる。
  - ・ 必要に応じ授業資料等（PPT・PDFファイル等）を作成し、LMS「WebClass」に掲載する。
- (4) 感染症の影響等により、やむを得ない事情で授業が実施できない場合、以下の代替措置を実施することとする。
  - ・ 授業中に課すものに相当する課題研究等のレポート課題などを与える。
  - ・ LMS「WebClass」に掲載した授業資料等（PPT・PDFファイル等）による自宅学習を指示する。なお、自宅学習を指示した場合、遠隔授業における同期型授業と同等の教育の質保証を行い得る方途（前述の「(2)」を参照）を講じる。
  - ・ 授業を休講し、夏期休業期間に補講を実施する。
- (5) その他、授業等の実施に際しては、以下の点に留意する。
  - ・ 教育効果を確保し、各授業の到達目標を達成できるよう、事前・事後の学修課題を適切に課すことに努める。
  - ・ 随時、全ての授業を対象として、【感染防止の考え方】が確保できているかを確認する。
  - ・ 感染症の影響により授業内容、授業形態、授業の実施方法等が本方針になじまない場合については、学長の決定に基づき、本方針によらず授業を実施することができることとする。なお、本方針によらず授業を実施する場合においても、【感染防止の考え方】に基づき、学生及び教職員の健康・安全に配慮し、感染拡大防止のための衛生管理を徹底する。
- (6) 学生の取扱い及び本学の臨時休校（休業）の措置に関しては、学校保健安全法及び本学学則及び関係規程等に基づき、学長が決定する。
  - ・ 感染症に罹患または罹患している疑いがあり、あるいは罹患の恐れのある学生に対しては、学長は学校保健安全法に基づき出席を停止することができる。ただし、出席を停止された学生が不利益を被ることのないよう、関係法令、及び本学学則並びに諸規程等に照らし、適切な対応を行う。

#### 【感染症がさらに拡大した場合の措置】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本学が臨時休校（休業）となった場合の対応については、その際、別途の方針を示すこととする。

以 上